

小さな拠点・地域運営組織の形成について

- 1 地域の課題解決を目指す地域運営組織
ーその量的拡大と質的向上に向けてー 最終報告（概要） . . . P 1 ~ P 4
- 2 小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援 P 5 ~ P10
- 3 小さな拠点税制について P11 ~ P14

地域の課題解決を目指す地域運営組織 – その量的拡大と質的向上に向けて – 最終報告【概要①】

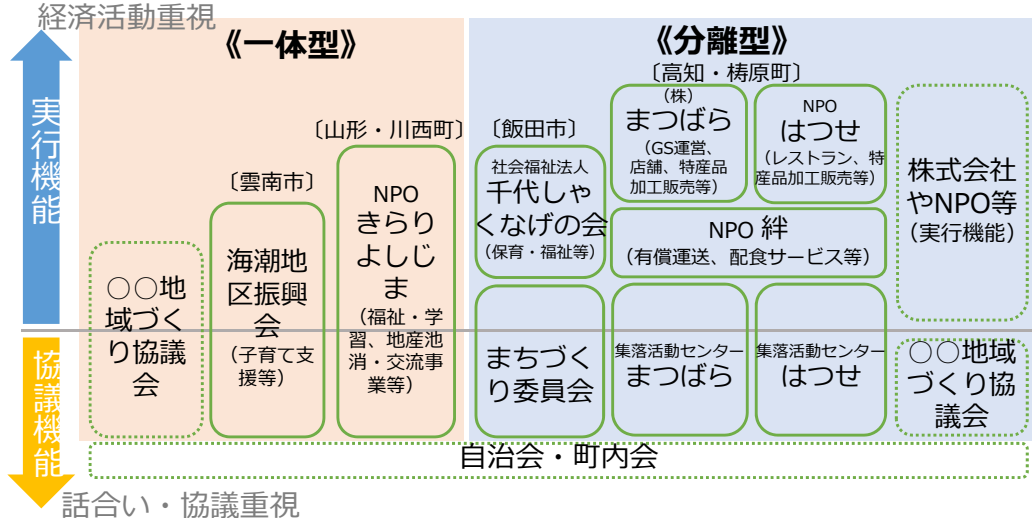
1. 地域運営組織の考え方

(1) 地域運営組織の現状

- 全国494市町村で1680団体が活動（H28年度総務省調査）
- 活動内容は、高齢者交流サービス、声かけ・見守り等の高齢者の暮らしを支える活動が多い
- 子育て支援や児童教育、公民館活動による生涯学習等の社会教育を担う事例もある

(2) 地域運営組織の分類

- 地域運営組織は、
「**協議機能**（地域課題を共有し、解決方法を検討）」と
「**実行機能**（地域課題解決に向けた取り組みを実践）」を有する組織で、**協議機能と実行機能を同一の組織が併せ持つ「一体型」**と**協議機能と実行機能を切り離れた「分離型」**がある
- 地域運営組織の活動事例の分類



(3) 地域運営組織の基本的考え方

- 地域住民の生活の質を向上させていくため、**地域住民が自らの必要性に基づいて組織**するもの
- 基本理念：**自分たちでできることは自分たちで行う**
- 自主的な活動に基づく組織であり、組織形態も活動に応じ自ら定めるものであるが、経済活動を実施する場合は、権利能力を持たせるため**法人格を取得する必要性が増大**

• 地域運営組織の基本的要素

- ① 行政上の組織ではなく、法的には私的組織に属する
- ② 経済活動を含む地域の共同活動を行うこと
- ③ 一定の区域を基礎とした組織であること

- 社会科学的には、地域運営組織は共的セクターに属するが、その活動は公的セクター・市場セクターにまたがる

• 地域運営組織の設立に必要な環境

- ① 地域住民の当事者意識の醸成
- ② 地方公共団体のサポート
- ③ 財源・制度・人材等の組織設立を促す条件整備

- 地域運営組織の一体型・分離型の双方のニーズを踏まえた法人制度の受け皿の整備が必要

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(1) 法人化の推進

- 地域運営組織の活動は多様であり、これまでもNPO法人、認可地縁団体、一般社団法人、株式会社、合同会社等の多様な法人制度が活用されているが、現行法人制度の有効活用に加え、多様な法人類型の整備の検討が必要



●**認定NPO法人**：活動の進捗によりNPO法人は、認定NPO法人の取得とその優遇措置の活用が望ましい

●**地域住民主体型のNPO法人**：NPO法人について、社員資格を市町村よりも狭い地域（旧町村等）の住民に実質的に限定も可能な「地域住民主体型のNPO法人」も許容されるため、積極的な活用が望ましい（NPO法の解釈の明確化）

●**社会的利益追求を目的とした営利法人**：地域に必要なサービスを維持するため、「社会的利益追求を目的とした営利法人」に関する制度の検討を行い、早期に実現することが求められる

●地縁型組織の法人格

既存の法人制度を参考にしつつ、経済活動を行う地縁型組織の法人化を促進する上で現行の制度に不足している点があるかどうか、また、どのような制度にしていくことが望ましいか、検討する必要がある

【検討の留意点】

- 設立目的**：地縁型組織が経済活動を行うために必要な権利能力を取得することができるようにすることが望ましい
- 構成員**：区域のすべての住民が構成員になることができ、地域の相当数の住民が主体となって構成することが不可欠
区域外の住民や各種団体と適切な連携を図りつつも、議決権を有する構成員は地域の住民に限ることが適当
- 地域代表性**：地域で活動している既存の法人活動を排除することのないよう特定の法人類型に限って行政との関係における地域代表性を付与する制度の創設は慎重な検討が必要
- ガバナンス**：構成員が多数になる場合には、総代会のような意思決定の仕組みを設けることも考えられる
活動の多様性を踏まえ、一律に計算書類等の作成の義務付けを行うことは適当ではないが、経済活動を行う場合、取引の安全、第三者保護の観点から一定の書類等について作成・公開を行う仕組みも考えられる

2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(2) 人材の育成・確保（地域づくりの自覚の形成や、スキル磨き）

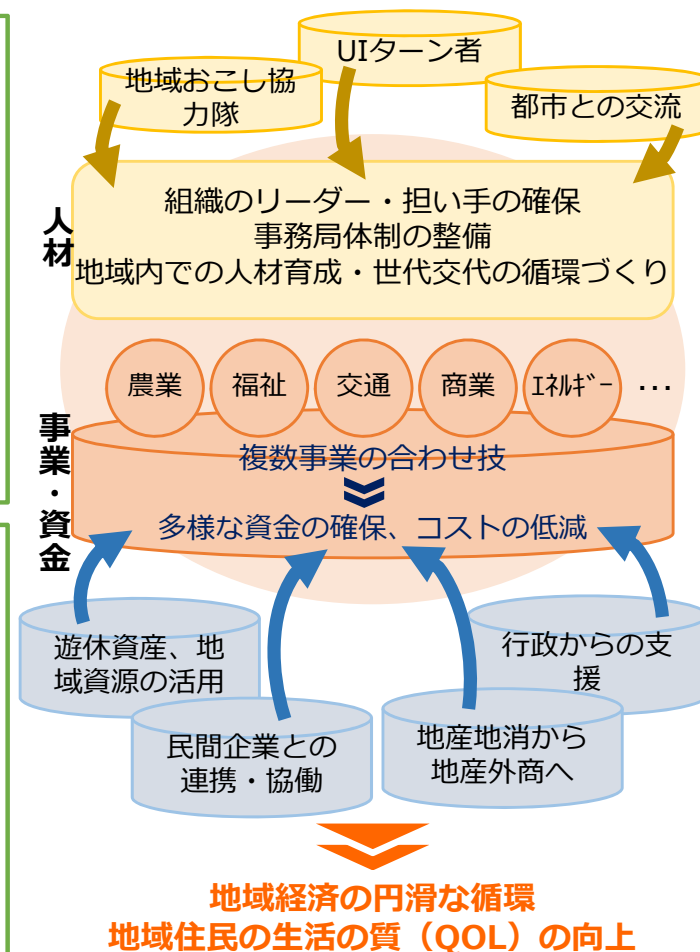
- ワークショップや外部専門人材の活用等による組織のリーダー・担い手の確保や事務局体制の整備が求められる。長期的には地域内における人材育成や世代交代の循環の仕組みをつくることが重要
- 地域運営組織の取組の推進のため、地域の状況に応じた支援が必要。地域によっては都道府県による主導的な施策や都道府県・市町村・中間支援組織が連携した人材育成や情報共有等のためのプラットフォームづくりが有効
- UIターン者の呼び込み、地域資源を活用した都市との交流、地域おこし協力隊等の活用を図るべき

(3) 資金の確保

- 立ち上げ段階では、まとまった資金の確保などに行政の適切な支援が必要
- ただし、行政や外部組織からの支援に全面的に依存するのではなく、自力による多様な資金の確保策の検討が必要。地域貢献活動を行う民間企業との連携・協働も重要
- 複数の事業の合わせ技や空き家など地域の遊休資産の活用などの工夫を行うとともに、地産地消に加え再生エネルギーの活用、地産外商などの積極的な取組により、地域経済の円滑な循環を目指すことが重要

(4) 事業実施のノウハウ

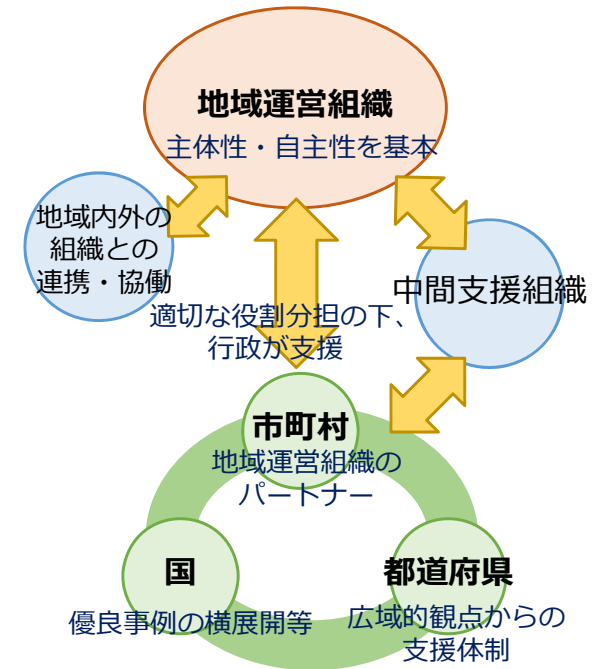
- 事業の実施に当たっては地域の全体最適を目指すことに留意
- 事業に必要な会計・税務・労務等のノウハウの取得、分野横断型事業展開の仕組み、隣接地域や先発事業者との共同事業など事業の持続性確保に向けて様々な形で取り組むことが重要
- 計画を立案・実践する中で、進捗状況と成果を確認し、事業の改善、効率化を図るサイクルの確立も重要



2. 地域運営組織の取組を推進する上での課題と解決方策

(5) 行政の役割、中間支援組織や多様な組織との連携

- 地域運営組織の主体性・自主性を基本としつつ、市町村・都道府県・国は、適切な役割分担に基づいてこれを支援
- 市町村は地域運営組織を地域づくりのパートナーとして、人材面、資金面等多面的に連携・支援するとともに、担当者の継続性や縦割りを排除した総合的な対応等持続的な取組体制の構築が重要
- 都道府県は広域的観点から市町村や現場の取組をサポートする支援体制の確立が必要
- 国は利用者視点の下、現行の支援制度の改善や拡充を図ることが必要。また、地域運営組織の情報交換の場となる全国的なプラットフォームや、取組効果の「見える化」、優良事例の横展開を進めることが必要
- 行政による支援とともに中間支援組織による支援も期待。地域の実情に即して、中間支援組織の立上げや活動を行うための様々な支援も重要
- 地域内外の多様な組織との連携・協働を進めていくことが重要



(6) 都市部における取組

- 都市部においても、特に高度経済成長期に整備した住宅団地等において、人口減少・高齢化と生活サービスの減少は、中山間地域と同様の課題。地域運営組織の取組が進んでいる地域は、従来からの地域コミュニティが基盤
- 特定の地域の先駆的な取組を、行政が横展開する形で支援を行うことも重要
- 取組に要する費用が高い点や、収益事業につながる地域資源が乏しい点がある一方で、様々な職業経験を持った多種多様な人材がいることなど、中山間地域との取組条件の違いに留意
- 今後、急速な高齢化・人口減少に伴い、中山間地域と共通する点が多く、地域運営組織の活動状況について、知見を蓄積し、横展開を図ることが求められる

3. おわりに

- 国は、本報告の内容及び地域運営組織の重要性について、全国の地方公共団体への理解・普及と地域住民への意識啓発につなげていくことが重要
- 都道府県・市町村は、地方公共団体間や中間支援組織との協働により地域運営組織の育成を図ることが重要
- 地域運営組織の量的拡大と質的向上に向けた契機となることを期待

小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた地域支援

中山間地域をはじめとして、安心して暮らし続けられる地域の維持 住民の「生活の質」の維持・向上

2020年までに全国で、

- ・小さな拠点を1,000箇所(2016年度 722箇所)
- ・地域運営組織を3,000団体(2015年度 1,680団体) の形成を目指す

①情報支援

- ・取組効果の見える化、優良事例の横展開
- ・情報発信・交流のためのポータルサイトの開設(年度内予定)、全国フォーラムの開催など、取組支援のためのプラットフォームづくり
- ・都道府県と連携した全国各地での説明会の開催(全国キャラバン) など

②人材支援

- ・地方創生カレッジ等を活用した人材の育成
- ・地域運営組織の活動支援のための法人化の促進(法人化に向けたガイドブックの作成(年度内予定)、地縁型組織の法人化の促進に向けた具体的な検討等)
- ・地域運営組織を支援する中間支援組織の育成に向けた支援 など

③財政支援

各省予算や地方財政措置、税制措置等により総合的に支援

【主な予算措置】(H29年度予算案における予算額)

- ・[内閣府]地方創生推進交付金(1000億円)
- ・[総務省]過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(4億円)
- ・[国交省]「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(1.5億円)
- ・[農水省]農山漁村振興交付金(100.6億円)

【地方財政措置】

- ・地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上(H28年度500億円)

【税制】

- ・平成28年度より、小さな拠点形成に資する事業を行う株式会社への出資に対する税制優遇を創設

都道府県個別説明会（全国キャラバン）

都道府県ごとに説明会や意見交換会を実施し、小さな拠点・地域運営組織の形成に向けた施策の普及啓発を図るとともに、地方の課題・提案について聴取し、全体の取組のブラッシュアップを図る。

福岡県の模様（平成28年11月開催）

なかがわ 現地視察（那珂川町）



小さな拠点や地域運営組織の取組を、現地で調査

市町村担当者への説明会



内閣府・内閣官房の施策や、全国の取組事例の紹介、他省庁の支援策などについて説明

県・市町村担当者との意見交換会



都道府県や市町村担当者と、取組内容や地域の抱える課題について意見交換

開催状況（平成28年度）

【開催済】

✓ 11月22日 福岡県

【開催予定】

● 1月19日 秋田県 ● 2月2日 徳島県
● 1月26日 大分県 ● 2月6日 香川県
● 2月13日 京都府

- 現在も受け付けておりますので、開催を希望される都道府県様はご連絡ください。
- また、平成29年度も引き続き、全国キャラバンを開催いたします。

小さな拠点全国フォーラムの開催

日時：平成29年3月1日（水）14時30分～18時

場所：日本消防会館（ニッショーホール）（東京都港区虎ノ門）

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地方創生推進交付金 【29予算案 1,000億円】	内閣府	官民協働・地域間連携等の観点から先駆的な取組、既存事業の隘路を発見し打開する取組(政策間連携)、先駆的・優良事例の横展開を支援するもの。地方の先駆的な取組を支援。
地方財政措置	総務省	高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくりとして、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地方財政計画に計上。
過疎対策事業債	総務省	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)による過疎地域の市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債であり、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るためのソフト事業にも活用可能。
過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 【29予算案 4億円】	総務省	過疎地域等の集落を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興する取組を支援する。
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 【29予算案 1.5億円】	国土交通省	人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図るため、「小さな拠点」の形成に資する事業に対して支援する。
農山漁村振興交付金 【29予算案 100.6億円】	農林水産省	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組、「農泊」を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援する。

小さな拠点・地域運営組織に関する支援措置

事業名	担当	概要
地域活性化伝道師	内閣府	地域活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域興しのスペシャリスト(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言などを行う。
地域おこし協力隊	総務省	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、一定期間(概ね1年以上3年以下)、地場産品の開発や農林水産業への従事等の地域協力活動を行い、その地域への定住・定着を図る取組に対して、特別交付税措置を講じる。
集落支援員	総務省	集落の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携し、集落の巡回、状況把握等に従事する取組に対して特別交付税措置を講じる。
外部専門家招へい事業	総務省	地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置を講じる。
全国地域づくり人財塾	総務省	地域活性化においては、様々な知識・経験を持った人がそれぞれの知識・経験とアイデアを活かしながら活動に取り組み、地域で様々な活動が展開されることが求められているため、そのような状況を生み出すために必要となる、地域づくり活動を自らの手で企画し実践できる人材＝「地域づくり人」を育成するための講座や塾を開催。
生活支援コーディネーター	厚生労働省	生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化を行う。
地域再生マネージャー事業	(一財)地域総合整備財団	市区町村が地域再生に取り組もうとする際の課題への対応について、その課題解決に必要な知識、ノウハウ等を有する地域再生マネージャー等の外部の専門的人材を活用できるよう必要な経費の一部を支援する。

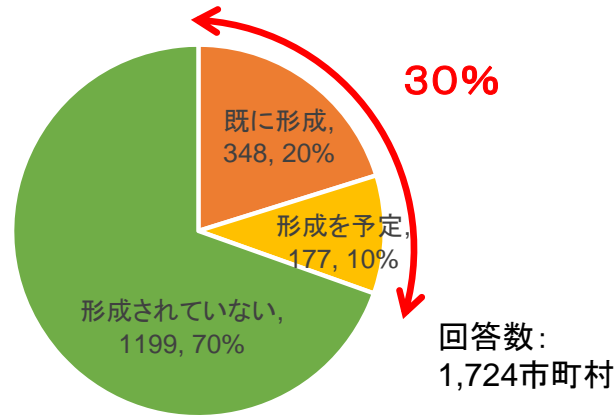
小さな拠点・地域運営組織に関する手引き等

情報提供	担当	概要
住み慣れた地域で暮らし続けるために～地域生活を支える「小さな拠点」づくりの手引き～(平成28年3月)	内閣官房 内閣府	地域の困りごととその対応について、具体的な事例を数多く紹介した「小さな拠点」づくりの手引き。 http://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiisanakyoten/chiisanakyoten-tebiki.pdf
集落ネットワーク圏の形成に向けた地域運営組織の取組マニュアル(平成28年3月)	総務省	住民や市町村が地域運営組織を立ち上げる際の参考資料。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000403262.pdf
「小さな拠点」づくりガイドブック(平成25年3月) 実践編「小さな拠点」づくりガイドブック(平成27年3月)	国土交通省	「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめたガイドブック。(実践編:モニター調査により得られたノウハウなどをとりまとめた、より実践的な内容のガイドブック。) http://www.mlit.go.jp/common/000992103.pdf http://www.mlit.go.jp/common/001086331.pdf
活力ある農山漁村づくり検討会報告書(平成27年3月)	農林水産省	地域で魅力ある農山漁村づくりに取り組もうとする方々に対し、実践活動を行う際の参考となる取組のポイントや事例等を紹介。 http://www.maff.go.jp/j/nousin/nouson/bi21/pdf/nousan_gyoson_sasshi.pdf

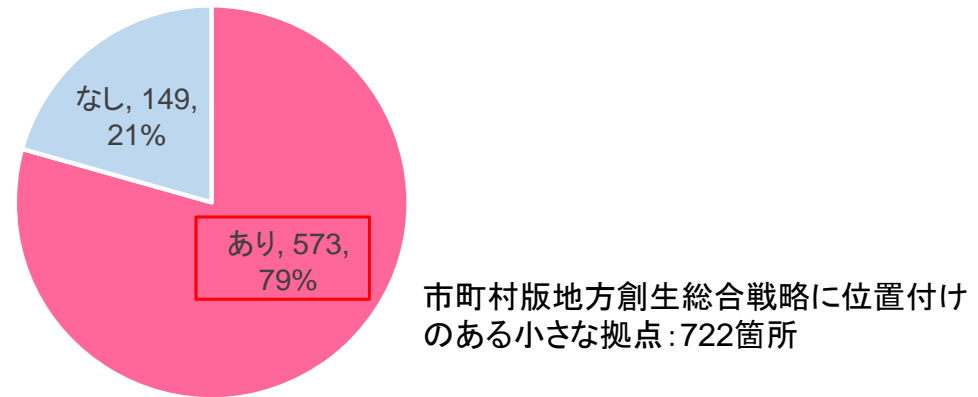
【参考】小さな拠点づくりに関する実態

- 内閣府の調査で、小さな拠点の形成意向のある市町村は、全体の30%
- 市町村版地方創生総合戦略に位置付けのある小さな拠点の形成数は、全国で722箇所
- 722箇所のうち、79%の箇所で地域運営組織が形成され、小さな拠点を含む集落生活圏の課題解決に取り組んでいる。

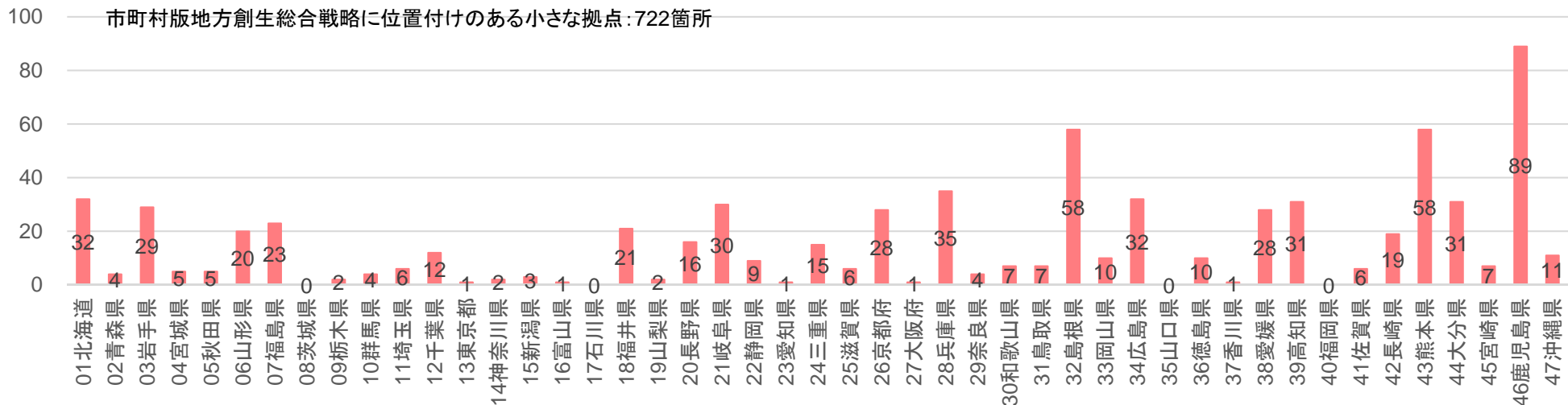
■小さな拠点の形成状況



■小さな拠点における地域運営組織の状況



■都道府県別の小さな拠点の形成状況



小さな拠点税制を活用しよう！

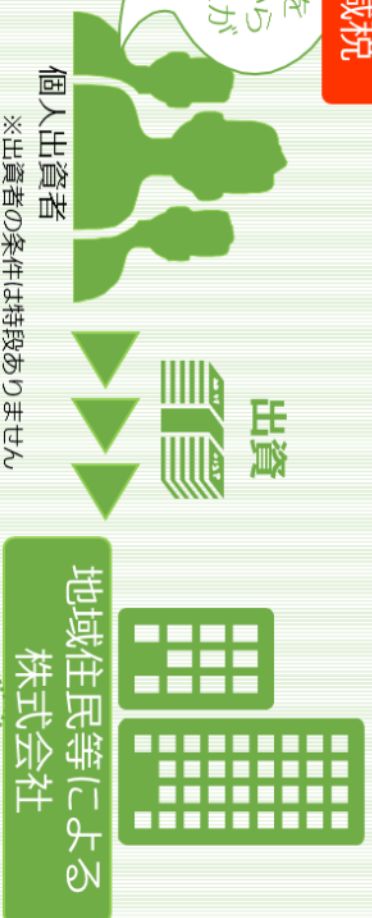
小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制について

中山間地域でのコミュニティビジネスを応援しよう

中山間地域等において、地方公共団体と連携し、地域産品の開発・販売や農家レストランの運営などのコミュニティビジネスや住民向け生活サービスを営む株式会社に対して、個人が出資した場合に、**出資者に対する所得税の控除が受けられます。**

所得税の減税

出資額分^{※1}を
総所得金額から
控除することが
可能



中山間地域等の集落生活圏^{※2}における以下の小さな拠点形成事業を行う株式会社

① **コミュニティビジネス (実施が必須)**
中山間地域等での雇用を創出するための事業

② **生活サービス等の提供 (実施は任意)**
地域の拠点における生活サービス提供や
周辺集落との交通ネットワークの確保等

事業例

- 地元農産品の販売
- 農家レストランの運営
- 地域資源を活用したツアー

事業例

- 日用品の販売
- ガソリンスタンドの運営
- コミュニティバスの運行

※1 正確には出資額 (1,000万円限度) と総所得金額の40%のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額となります。

※2 集落生活圏：都市計画法の市街化区域外又は用途地域外

減税のイメージ

(※収入額の半分が課税所得、出資額-2,000円を所得控除と仮定)

- <ケース1> 収入300万円の個人が5万円出資
⇒ 所得税：約2,400円の還付
- <ケース2> 収入500万円の個人が10万円出資
⇒ 所得税：約1万円の還付
- <ケース3> 収入1000万円の個人が30万円出資
⇒ 所得税：約6万円の還付

●制度の活用には、**地域再生法に基づき地方公共団体による地域再生計画の作成や株式会社の要件確認等が必要**です。

手続きと要件

地方公共団体の役割：支援体制整備

Step 1

地方公共団体による
地域再生計画の作成
(株式会社が行う小さな拠点形成事業を記載)

内閣府への認定申請

内閣総理大臣の認定

計画に記載すべき対象事業の要件

集落生活圏を対象とした小さな拠点形成事業

①コミュニティビジネス入(地域の雇用創出)

②生活サービス等の提供事業

※生活サービス等の提供事業のみを行う場合は対象外

※集落生活圏：市街化区域外又は用途地域外

◆地域再生計画の認定制度では、株式会社が設立されている必要はありません。

確認すべき株式会社的主要要件

①常時雇用者数が2人以上であること

②小さな拠点形成事業を専ら行う株式会社であること

③前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が

2%以下であること

④設立10年未満であること

⑤中小企業者であり、大規模法人の子会社ではないこと

⑥非上場会社、非店頭登録会社であること

⑦性別関係関連営業を行うものではないこと

⑧株式投資契約を締結する株式会社であること

◆地方公共団体による確認制度では、既に株式会社が設立されていることが必要です。

Step 2

計画認定後、地方公共団体が株式会社
の要件に該当する旨を確認

確認(確認書の交付)

株式会社の役割：将来的な雇用の創出

Step 3

株式会社への出資

①認定計画に基づき、小さな拠点形成事業を実施

②出資を元に事業を展開、地域の雇用の創出に貢献

出資時点の会社の要件(雇用の創出)

①常時雇用者数が地方公共団体の確認日の常時雇用者数以上であること

②常時雇用者数が前事業年度より2人(商業・サービス業では1人以上増加していること

※②は、地方公共団体の確認を受けてから2年度目以降の出資のみ適用

出資

出資者の役割：出資等を通じた地域の取組への参画

個人出資者

※出資者の条件は特段ありません

出資に対する税制上の特例措置

出資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除

※出資額(1,000万円限度)と総所得金額の40%

のいずれか少ない金額から2,000円を控除した額

◆出資の前に、地域再生計画の作成、株式会社の要件確認等を行う必要があります◆

詳しくは、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)」をご覧ください。マニュアルは、内閣府地方創生推進事務局ホームページに掲載しています。

<http://www.kantei.go.jp/jip/singi/tiki/tikisaisei/sinsei.html>

本特例は、地域再生法第5条第4項第4号口及び第16条、租税特別措置法第41条の19に基づき支援措置です。

お問合せ先

小さな拠点税制の活用について、お気軽にご相談下さい!

内閣府地方創生推進事務局(小さな拠点担当)

TEL: 03-5510-2457 E-mail: e.dtikiki@cao.go.jp

H29.1作成

小さな拠点税制活用チェックシート

Step 1 地域再生計画を作成しましょう

▶ 地域再生計画に以下の要件を満たす小さな拠点形成事業を記載しましょう。

- 集落生活圏 ^{※1}が明確になっていますか？
- その集落生活圏は、都市計画法の市街化区域外又は用途地域外ですか？
※1 事業の対象となるエリア（集落生活圏）を明示する必要があり、集落生活圏とは都市計画法の市街化区域外又は用途地域外の区域である必要があります。
- 対象の事業は、コミュニティビジネス ^{※2}を実施するものですか？
※2 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設整備又は運営に関する事業
 (例：道の駅の運営、地元農産品の販売、農家レストランの運営、地域資源を活用したツアーなどの集落生活圏の雇用に資する事業)
- 雇業者に集落生活圏の住民が含まれていますか？

(任意：生活サービス等の提供事業 ^{※3}を行う場合)

- 実施している、又は実施予定の生活サービス等の対象が、集落生活圏の住民ですか？
※3 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業
 (例：日用品の販売、カルフラスターの運営、コミュニティの運行、高齢者への福祉サービス)



計画認定

内部整理大臣による認定

Step 2 株式会社の要件を確認しましょう

▶ 小さな拠点形成事業を行う株式会社が以下の要件を満たすか確認し、確認書を送付しましょう。

- 常時雇用者数 ^{※4}は2人以上ですか？

※4 「常時雇用」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上の期間の定めなく雇用されている場合を言います。具体的には、(ア) 期間の定めなく雇用されており、かつ、1週間の所定労働時間が20時間以上である場合 (イ) 一定の期間を定めて雇用されている場合であって、その雇用期間が回復更新されて事実上 (ア) と同等と認められる場合 (ウ) 日々雇用される場合であって、雇用契約が日々更新されて事実上 (ア) と同等と認められる場合が挙げられます。よってパートタイム労働者であってもこのような雇用条件下にある場合には常時雇用者として取り扱います。なお、常時雇用者に、会社役員は含まれません。

- 小さな拠点形成事業（コミュニティビジネス及び生活サービス等の提供事業）を専ら行う株式会社ですか？
- 前事業年度の売上高に占める営業利益の割合が2%以下ですか？
 (ただし、株式会社の創設初年度は除きます)
- 設立10年未満の株式会社ですか？

- (発行済株式の50%超を保有する、「特定の株主グループ」^{※5}がいる場合)
 その株主グループの保有割合が5/6を超えていますか？
- (発行済株式の50%超を保有する、「特定の株主グループ」^{※5}がいない場合)
 30%以上を保有する株主グループがいますか？

株主が少数の場合や、特定の株主グループがいる場合は要件を満たさないことがありますので、ご注意ください。

- いる場合は、その30%以上を保有する「全ての」株主グループの合計保有割合が5/6を超えていますか？
※5 特定の株主グループとは、発行済株式総数の30%以上を保有している株主（及びその親族やその関係会社等）を指します。
- 中小企業者であり、大規模法人の子会社ではありませんか？
- 非上場会社、非店頭登録会社ですか？
- 性風俗関連特殊営業を行うものではありませんか？
- 株式投資契約を締結する株式会社ですか？



Point!

- ✓ 株式会社の確認の段階で、株式会社が設立されていることが必要です。
- ✓ 株式会社の事業所等の施設が集落生活圏に立地していても、施設で雇用する者が集落生活圏の住民を含み、集落生活圏における就業の機会の創出に資していれば対象事業となります。
- ✓ 全ての常時雇用者が集落生活圏の住民である必要はありません。
- ✓ 確認書の有効期間は3年以内です。地方公共団体が定めただ有効期間内の出資が対象となります。

出資

